

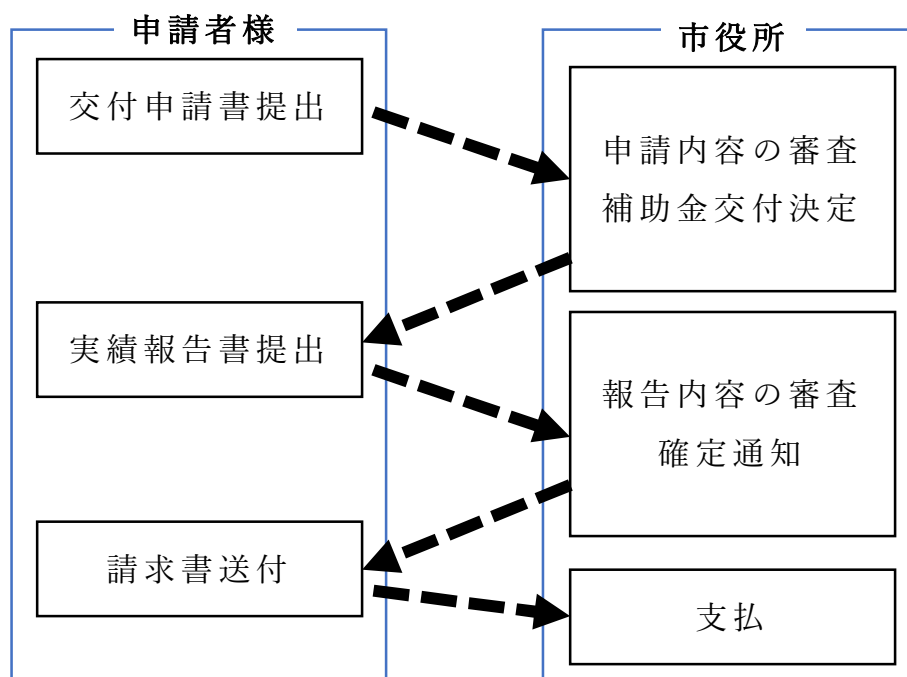
渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る

削除請求等支援補助金のご案内

1 補助金の概要

補助対象事業	補助の対象となる事業は、インターネット上の情報を自身に対する誹謗中傷等と感じ、当該誹謗中傷等によって生じた心理的、身体的、経済的な負担を軽減するため、当該情報の削除請求等を <u>弁護士等に依頼</u> する事業です。
補助対象者	(1) 渋川市に住所地登録していること。 (2) 市の相談窓口や弁護士の無料相談で相談していること。 ※弁護士との契約前に申請をしてください。
補助対象経費	補助対象事業を実施するために要した経費のうち、 <u>弁護士等との契約に基づき支払う削除請求等に係る着手金</u>
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、15万円を限度とする。(1,000円未満切捨て)

2 手続の方法



交付決定後に申請内容を変更する場合は変更交付申請が必要となります。